

条例第 52 号

宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彦

## 宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
使用施設	使用時間	金額	使用施設	使用時間	金額
城南中学校グラウンド照明施設～ 高光小学校グラウンド照明施設 (略)			城南中学校グラウンド照明施設～ 高光小学校グラウンド照明施設 (略)		
三浦小学校グラウンド照明施設	1 時間	500 円	日振島小学校グラウンド照明施設	1 時間	500 円
日振島小学校グラウンド照明施設			吉田中学校グラウンド照明施設		
吉田中学校グラウンド照明施設			三間中学校グラウンド照明施設		
三間中学校グラウンド照明施設			清満小学校グラウンド照明施設		
清満小学校グラウンド照明施設			御楨小学校グラウンド照明施設		
御楨小学校グラウンド照明施設			津島中学校グラウンド照明施設		
津島中学校グラウンド照明施設			畠地小学校グラウンド照明施設～ 各小中学校特別教室 (略)		
畠地小学校グラウンド照明施設～ 各小中学校特別教室 (略)			畠地小学校グラウンド照明施設～ 各小中学校特別教室 (略)		
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。			備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。		

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。